

○ 福岡市地下水汚染対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 福岡市における地下水汚染の原因解明，健康問題に関する事項等の検討を行うため福岡市地下水汚染対策委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は，次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 地下水汚染の原因の解明等に関する事項
- (2) 地下水汚染に起因する健康問題等に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(組 織)

第3条 委員会は委員9名以内をもつて組織する。

- 2 委員会は，別表に定める学識経験者及び市職員で組織する。
- 3 市職員には汚染地区が所在する区の区役所職員を含める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長と副委員長を置く。

- 2 委員長は，委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は，議事その他会務の総括を行う。
- 4 副委員長は，委員長が指名する。
- 5 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故のある時は，その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし，補欠の委員の任期は前任者の残任期とする。

- 2 委員は，再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は，委員長が招集し，委員長がその議長となる。

2 委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者の会議への出席を求め，説明または意見を聞くことができる。

(委員会，資料の公開)

第7条 委員会の会議及び資料は公開とする。ただし，その会議における審議の内容が，福岡市情報公開条例第7条第1号から第6号に規定する非公表情報に該当する事項に関するものであるとき，又は紛争処理等に係るものであって，会議及び資料を公開することにより，当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは非公開とする。

(議事録)

第8条 委員会の事務局は議事録を作成する。ただし，特別の事情により議事録を作成しなかった場合はその理由を明らかにする。

- 2 議事録は，会議に出席した委員の承認を得て確定する。
- 3 委員会の報告書，議事録等はこれを公表する。ただし，福岡市情報公開条例第7条第1号から第6号に規定する非公表情報に該当する事項に関するものであるときはこの限りでない。
- 4 委員会の報告書，議事録等を公表しないときは，その理由を明らかにする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境局環境監理部環境保全課において行う。

(委任)

第10条 この要綱の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年8月31日より施行する。

(福岡市地下水浄化対策検討会規約の廃止)

2 福岡市地下水浄化対策検討会規約(平成3年3月1日)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月18日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月1日より施行する。

別 表

福岡市地下水汚染対策委員会委員名簿	
1	学 識 経 験 者 (5 0 音 順)
	井上尚英 九州大学名誉教授
	島田允堯 九州大学名誉教授
	神野健二 九州大学名誉教授
	松藤康司 福岡大学工学部教授
2	市 職 員
	保健福祉局生活衛生部長
	該当区役所保健福祉センター所長 (副所長)
	環境局環境監理部長

○ 福岡市土壌汚染検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 福岡市における土壌汚染の原因解明、健康問題に関する事項等の検討を行うため、福岡市土壌汚染検討委員会（以下「委員会」）を設置する。

(対象特定有害物質)

第2条 当委員会にて判定する特定有害物質は別紙に示す土壌汚染対策法第二条一項で定める全ての特定有害物質を対象とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 土壌から検出された物質の原因等に関する事項
- (2) 土壌から検出された物質に起因する健康問題等に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第4条 委員会は別表に定める4名の学識経験者で組織する。
ただし、福岡市長が認めるときはその限りではない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長と副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、議事その他会務の総括を行う。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある時は、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
2 補欠及び増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。

(会議の開催)

第7条 委員会の会議は、次の場合に開催する。

- (1) 福岡市長が必要と認めるとき。
- (2) 土地所有者等から様式第1により申請があった場合で、福岡市長が必要と認めるとき。

(会議の招集)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は公開とする。ただし、その会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条第1号から第6号に規定する非公表情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、紛争処理等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは非公開とする。

2 委員会の会議の傍聴に係る手続きその他会議の傍聴に関して必要な事項は、別に委員会が定める。

(議事録)

第10条 委員会の事務局は議事録を作成する。ただし、特別の事情により議事録を作成しなかった場合はその理由を明らかにする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

3 委員会の答申、報告書、議事録、会議資料等はこれを公表する。ただし、福岡市情報公開条例第7条第1号から第6号に規定する非公表情報に該当する事項に関するものであるときはこのかぎりでない。

3 委員会の答申、報告書、議事録、会議資料等を公表しないときは、その理由を明らかにする。

(事務局)

第11条 事務局は環境局環境政策部環境保全課に置く。

(委任)

第12条 この要綱の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年8月1日より施行する。

別 表

福岡市土壌汚染検討委員会委員名簿		
学 識 経 験 者 (5 0 音 順)		専 攻
井上尚英	九州大学名誉教授	衛生学
島田允堯	九州大学名誉教授	鉱床学
神野健二	九州大学名誉教授	水資源工学
松藤康司	福岡大学工学部教授	廃棄物工学

別紙

(特定有害物質)

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 二―クロロ―四・六―ビス (エチルアミノ) ―一・三・五―トリアジン (別名シマジン又はCAT)
- 四 シアン化合物
- 五 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
- 六 四塩化炭素
- 七 一・二―ジクロロエタン
- 八 一・一―ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)
- 九 シス―一・二―ジクロロエチレン
- 十 一・三―ジクロロプロペン (別名D―D)
- 十一 ジクロロメタン (別名塩化メチレン)
- 十二 水銀及びその化合物
- 十三 セレン及びその化合物
- 十四 テトラクロロエチレン
- 十五 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)
- 十六 一・一・一―トリクロロエタン
- 十七 一・一・二―トリクロロエタン
- 十八 トリクロロエチレン
- 十九 鉛及びその化合物
- 二十 砒素及びその化合物
- 二十一 ふっ素及びその化合物
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 ほう素及びその化合物
- 二十四 ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)
- 二十五 有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN) に限る。)

土壤汚染検討申請書

平成 年 月 日

福岡市長 様

住所

申請者 (TEL)

氏名 印

福岡市土壤汚染検討委員会設置要綱第7条2項の規定により、下記の土地について、福岡市土壤汚染検討委員会で検討願います。

土地の所在地	
土地の所有者	氏名： 住所： (TEL)
土地の所有者 との関係	
超過した 特定有害物質	
申請の理由	